

【減災のための重点目標】	令和6年度の取組状況	資料番号
<p>対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する。</p>	<p>【滋賀県（流域政策局）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会（東近江圏域）において、アドバイザーよりいただいた意見※1を踏まえ、県内各市町の浸水深0.5m以上（床上浸水）の要配慮者利用施設を調査。（参考）令和5年度は浸水深3m以上（2階床面浸水）、土砂災害警戒区域等（イエロー、レッド）の要配慮者利用施設を調査・周知。 ⇒該当施設での避難確保計画の作成等が概ね完了。 <p>※1 意見：施設がどこまでリスクに応じた対策ができていないか整理し、実際に注力すべき施設の把握が散漫にならないよう注意すべき。</p>	<p>資料3-2（P.1,2） 資料3-3（番号22）</p>
<p>「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する。</p>	<p>【長浜市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災タイムラインを作成済み <p>【米原市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災タイムラインを作成した。 <p>【滋賀県（長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関連携型タイムラインを作成済み 	<p>資料3-2（P.4） 資料3-3（番号5）</p>
<p>令和8年3月までに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する。</p>	<p>【滋賀県（長浜土木事務所）】</p> <p>河川：姉川において河川整備を実施 砂防：さくらが丘地区、嶺上谷川において土砂災害防止施設整備を実施</p> <p>【滋賀県（木之本支所）】</p> <p>河川：余呉川、大川、高時川において河川整備を実施 砂防：西谷、滝谷川、八田部において土砂災害防止施設整備を実施</p>	<p>資料3-2（P.10,12） 資料3-3（番号36,37,58,59）</p>
<p>水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する。</p>	<p>【滋賀県（流域政策局）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理型水位計」※2の水位情報について、「滋賀県土木防災情報システム（SISPAD）」でも確認できるよう、システムを更新。 ・警察署に対しては、これまで本部一括で出前講座を実施していたが、所管ごとに地域特性に応じた研修を実施した。（県警本部：1回、長浜警察署：1回） <p>※2 機器構成を簡略化し、洪水時の観測に特化した水位計。</p>	<p>資料3-2（P.19） 資料3-3（番号10）</p>